

庄内町の「休日の部活動の段階的な地域移行」 スケジュール

現状

- ・部員が少なく大会に出場できない!
- ・やりたい種目や文化部が、学校の部・クラブにない!
- ・顧問から専門的指導が受けられない。 etc...

R5から 部活動地域指導者の名称が「地域クラブ指導者」に変わります

目的

- ①生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築
- ②教員の働き方改革の推進

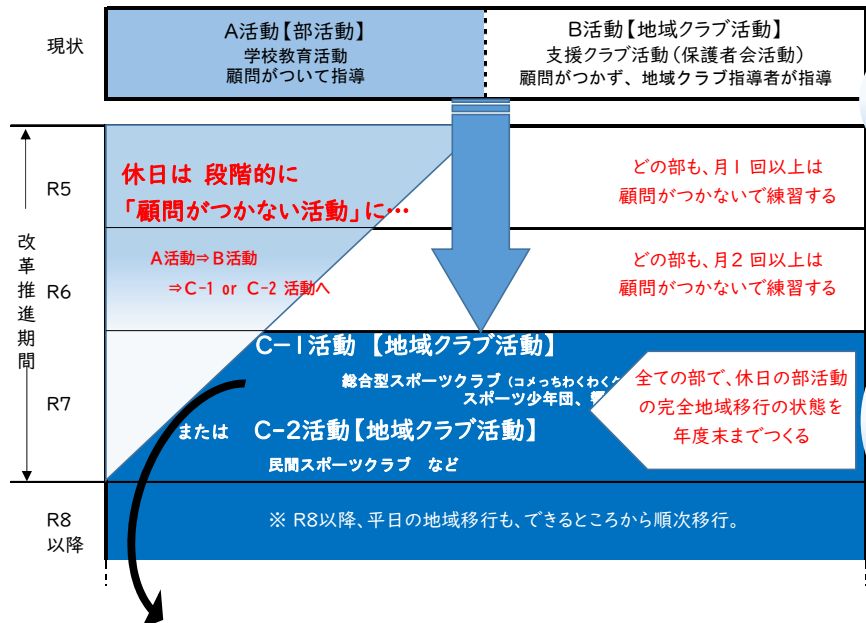
部活動改革

※部・クラブについて

区分(町ガイドライン上の活動区分)	運営主体	指導	責任
◆部活動(教育課程外の学校教育活動)《A活動》	学校	教員(顧問)	学校
◆地域クラブ(支援クラブ活動)《B活動》	保護者会(学校が許可)	地域クラブ指導者	保護者会
◆地域クラブ(総合型スポーツクラブ)《C-1活動》	総合型スポーツクラブ	地域クラブ指導者	総合型スポーツクラブ
◆地域クラブ(スポーツ少年団)《C-1活動》	スポーツ少年団	地域クラブ指導者	スポーツ少年団
◆地域クラブ(民間スポーツクラブ等)《C-2活動》	民間スポーツクラブ	民間スポーツクラブ指導者	民間スポーツクラブ

”地域移行”によって、解決へ ~まずは休日から~

「休日」の部活動

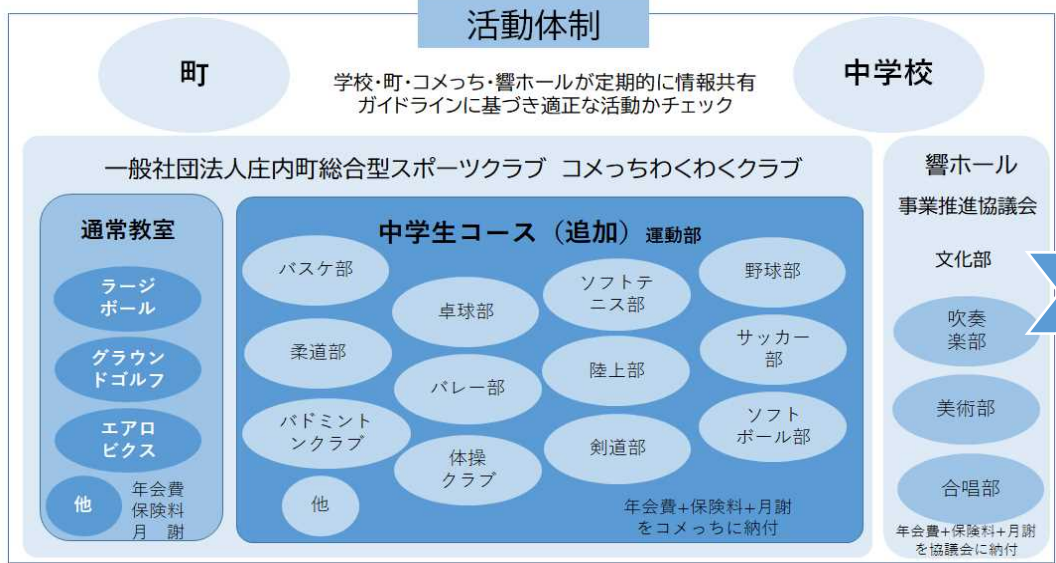


現状は A活動(学校活動)か B活動(学校認可の支援クラブ(保護者会活動))

休日は、部活動ではなく「地域クラブ活動(コメっちわくわくクラブ・響ホール事業推進協議会等)」が生徒の活動の”受け皿”に

◎部・クラブを学校ではなく地域クラブ(コメっち・響ホール)が”受け皿”となる一例

『地域クラブ活動』 学校との連携を持ち、地域の組織や団体が主体(受け皿)となり、地域クラブ指導者が指導を行う活動。



◎検討体制...庄内町部活動改革検討協議会を設置 事務局:庄内町教育委員会
町スポーツ協会や町スポ少本部、学校、運動部及び文化部の指導者代表・保護者代表、コメっちわくわくクラブ、響ホール事業推進協議会、町で、目的達成に向け検討や情報交換を行っていきます。